

第1540号

AFN-1540

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 11/25 (月)

『法人税申告税額 17兆4千万円 前年度比 16.7%増加に』

国税庁はこのほど、令和5事務年度の法人税等の申告(課税)事績をとりまとめた。申告件数は318万件で、その申告所得金額の総額は98兆2,781億円(前年度比15.6%増)、申告税額の総額は17兆3,924億円(同16.7%)となり、いずれも4年連続の増加。申告所得金額の総額は、3年連続で過去最高を更新している。黒字申告件数は微増、黒字申告割合は微減で、黒字申告1件当たり所得金額は8,598万円(同14.4%増)となった。申告欠損金額は15兆5,926億円(同10.5%減)、赤字申告1件当たり欠損金額は767万円(同22.1%減)。



源泉所得税等の税額は21兆3,351億円(同2.2%減)であった。うち、給与所得の税額は13兆2億円(同3.8%増)、退職所得の税額は3,088億円(同11.9%増)、利子所得の税額は4,406億円(同31.2%増)。配当所得の税額については4兆5,062億円(同25.9%減)と大きく減少し、これにより税額の合計も21兆3,351億円(同2.2%減)と減少を見せた。

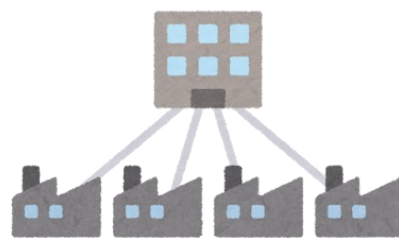
令和5事務年度における法人税の申告のe-Tax利用率は86.2%、ALL e-Tax率も63.8%となり、e-Tax申告法人の4社に3社にあたる。

『11月は「しわ寄せ」防止月間 下請事業者との取引の適正化へ』

時間外労働の上限規制をはじめとする大企業の働き方改革の取組みが、下請等中小事業者に対する、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合がある。

このような大企業側の都合による「しわ寄せ」が中小事業者へ及ばないよう、厚生労働省は中小企業庁、公正取引委員会と連携し、11月を『しわ寄せ』防止キャンペーン月間』として、集中的な周知・啓発の取組みを行う。「労働時間等設定改善法」に基づき、事業主は他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要がある。

また、「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」では、親事業者、下請事業者が共に「働き方改革」に取り組むこと、原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標とすること等が定められている。11月は「過労死等防止啓発月間」でもある。長期間の過重な労働は過労死等を引き起こすおそれがあり、取引の適正化は健康障害防止の観点からも重要だ。同省ではポスター等による周知、都道府県労働局による企業等への訪問などの取組みを通じて、しわ寄せ防止のための環境整備に努めるとしている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

※メールでの受信をご希望の方は、下記『e-mail』までご連絡ください。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com